



令和 8 年 9 月 18 日
健康福祉部こども・若者政策課
電 話 043(223)3535

令和8年度「こども・若者からの政策提案制度」に係る 「ちば・みらい生徒会役員」のワークショップの実施について

今年度から実施している「こども・若者からの政策提案制度」では、7月に「ちば・みらい生徒会役員」が、県の提示するテーマについて、現状や県の施策について学ぶ勉強会を実施しました。

今回、勉強会で学習したテーマについて、県への政策提案に向けた議論を行うとともに、政策提案の内容を決定するワークショップを10月から12月にかけて実施します。

1 開催日時 ※全開催日において取材可

第1回：令和8年10月1日（木）午後1時30分から午後3時30分

令和8年10月13日（火）午前10時から正午

第2回：令和8年11月17日（火）午前10時から正午

令和8年12月21日（月）午後1時30分から午後3時30分

2 開催場所

全日：企業局庁舎2階大会議室（202会議室）（千葉市中央区中央4-13-23）

3 各開催日の参加校（「ちば・みらい生徒会役員」の属する学校）など

開催日	グループ	学校名	テーマ
10月13日 11月17日	A	・千葉県立東葛飾中学校 ・千葉県立佐倉高等学校 ・千葉県立一宮商業高等学校	③放課後児童クラブ（学童保育）の充実について
10月1日 12月21日	B	・市川市立第六中学校 ・千葉県立千葉高等学校	①技術系人材の確保について
10月13日 11月17日	C	・千葉県立大原高等学校 ・千葉県立市原八幡高等学校	②自転車の安全利用（自転車乗車用ヘルメット着用など）について
10月13日 12月21日	D	・千葉県立千葉中学校 ・千葉県立松戸国際高等学校	④社会の変化と学校生活について

10月1日 11月17日	E	・千葉県立国府台高等学校 ・千葉県立東葛飾高等学校	④社会の変化と学校生活について
10月1日 12月21日	F	・山武市立山武望洋中学校 ・昭和学院高等学校	①技術系人材の確保について

4 傍聴定員

10名（先着順）（報道機関を除く）

5 傍聴手続

- ・ワークショップの傍聴を希望する方は、ワークショップ開催日の3日前（閉庁日を除く）までに電話、メール、FAXにより「7 問合せ先」まで事前に申込みをしてください。
- ・傍聴の申込みは先着順とし、定員になり次第受付を終了します。
- ・FAX又はメールで申し込みの場合は、「こども・若者からの政策提案の傍聴希望」と明記し、(ア)氏名、(イ)住所、(ウ)電話番号(日中連絡の取れる番号)、(エ)傍聴希望日を記載してください。お申し込みいただいた場合は、必ず受付確認の連絡を差し上げますので、連絡がない場合は、電話でご確認ください。
- ・電話での受付時間は、平日午前9時から午後5時までです。
- ・傍聴希望者は、別紙「傍聴要領」を御確認願います。
- ・傍聴を希望される方で点字資料、手話通訳、要約筆記、車いす等の配慮が必要な方は、原則としてワークショップ開催日の5日前（閉庁日を除く）までにお申し出ください。

6 取材

- ・取材を希望される方は、「7 問合せ先」に以下の内容をメールにご記載のうえ、ワークショップ開催日の3日前（閉庁日を除く）までにご連絡ください。
① 取材日 ②所属報道機関名 ③氏名 ④連絡先（電話番号・アドレス）
- ・取材に当たっては自社腕章を着用し、職員の指示に従ってください。

7 問合せ先

千葉県健康福祉部こども・若者政策課

電話番号：043-223-3535

FAX：043-227-0530

メールアドレス：kosodate5@mz.pref.chiba.lg.jp

8 参考

本制度の概要や流れ、ちば・みらい生徒会については、令和8年7月2日付け報道発表（別紙）をご覧ください。

こども・若者からの政策提案制度傍聴要領

1 傍聴手続

- (1) ワークショップの傍聴を希望する方は、事前に申込みをしてください。
- (2) 傍聴の申込み受付は、先着順とし、定員 10 名になり次第、受付を終了します。
- (3) 傍聴者は、ワークショップ開始予定時刻の 5 分前までに会場の傍聴受付で氏名、住所、電話番号を記入し、職員の指示に従ってワークショップの会場に入室してください。
- (4) 傍聴を希望される方で点字資料、手話通訳、要約筆記、車いす等の配慮が必要な方は、原則としてワークショップ開催日の 5 日前（土・日・祝日を除く）までにこども・若者政策課までお申出ください。
※電話、メール、FAX 等により申出を受け付けます。その他、受付方法に配慮が必要な場合には、別途御相談ください。

2 ワークショップを傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) ワークショップ開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、ワークショップを妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと
- (5) その他会場の秩序を乱し、ワークショップの支障となる行為をしないこと。

3 ワークショップの秩序の維持

- (1) 傍聴者は、ワークショップを傍聴する場合は、職員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者がワークショップを傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。



令和 8 年 7 月 2 日
健康福祉部こども・若者政策課
電 話 043(223)3535

令和8年度「こども・若者からの政策提案制度」に係る 「ちば・みらい生徒会役員」の勉強会の実施について

県では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども・若者の主体的な社会参画を促進するため、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりに取り組むこととしています。

今年度から実施する「こども・若者からの政策提案制度」の開始にあたり、まずは、学校生徒の意見を広く集約できる「ちば・みらい生徒会役員」が、県の提示するテーマについての現状や施策について学ぶ勉強会を行います。

1 こども・若者からの政策提案制度の概要

県では、「千葉県こども・若者みらいプラン」に掲げた「こども・若者の主体的な社会参画に向け、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う」との基本的方針を実現する施策の一環として、県内の中高生が県の提示するテーマについての現状や施策を学んだうえで県に政策提案を行う取組を今年度から実施します。

【政策提案制度の流れ】

※ちば・みらい生徒会や制度の流れの詳細については、別紙を参照ください。

① 勉強会（今回、取材を受け付けるもの）

「ちば・みらい生徒会役員」がテーマについての県の現状や施策を学んでいただくため、県職員による説明をオンラインで行います。

② ワークショップ

「ちば・みらい生徒会役員」がワークショップに参加し、テーマに関する県への政策提案に向けた議論を行うとともに、政策提案の内容を決定します。

なお、オンラインから意見表明した「ちば・みらい生徒会会員」の意見は、ワークショップで報告します。

③ 政策提案

「ちば・みらい生徒会役員」が「ちば・みらい生徒会」としてテーマに関する県への政策提案を行います。

④ 施策立案の検討

県は、「ちば・みらい生徒会」から政策提案を受け取り、施策に反映できるものは実施し、反映が難しい場合には、その理由を添えて公表します。

2 参加校（「ちば・みらい生徒会役員」の属する学校）

グループ	学校名	参加人数（＝ちば・みらい生徒会役員）	市町村
A	千葉県立東葛飾中学校	2名	柏市
	千葉県立佐倉高等学校	2名	佐倉市
	千葉県立一宮商業高等学校	2名	一宮町
B	市川市立第六中学校	3名	市川市
	千葉県立千葉高等学校	3名	千葉市
C	千葉県立大原高等学校	3名	いすみ市
	千葉県立市原八幡高等学校	3名	市原市
D	千葉県立千葉中学校	4名	千葉市
	千葉県立松戸国際高等学校	2名	松戸市
E	千葉県立国府台高等学校	2名	市川市
	千葉県立東葛飾高等学校	4名	柏市
F	山武市立山武望洋中学校	3名	山武市
	昭和学院高等学校	4名	市川市

3 テーマ

（1）技術系人材の確保について（グループB、F）

～若者が技術系の職種に興味を持ち、将来の就職先として選択できるようにするためには、どのような取組が必要だと考えるか議論していただく予定～

（2）自転車の安全利用（自転車乗車用ヘルメット着用など）について（グループC）

～自転車乗車用ヘルメットの着用率向上を中心に、自転車の安全利用に効果的な取組は何だと考えるか議論していただく予定～

（3）放課後児童クラブ（学童保育）の充実について（グループA）

～小学校での経験も踏まえ、安心・安全であるだけでなく、充実した居場所としての放課後児童クラブのあり方は何だと考えるか議論していただく予定～

（4）社会の変化と学校生活について（グループD、E）

～社会が変化する中で、学校生活における慣習や仕組みなどについて、感じている疑問や希望、また、どう変えたら現在の学校生活に合うと思うか議論していただく予定～

4 開催日時（①勉強会、②ワークショップ、③政策提案）

① 令和8年7月8日（水）午後3時30分～午後4時30分（グループC、A（東葛飾中））
令和8年7月13日（月）午後2時30分～午後3時30分（上記以外）

② 第1回：令和8年10月1日（木）及び令和8年10月13日（火）
第2回：令和8年11月17日（火）及び令和8年12月21日（月）

③ 令和9年1月21日（木）及び令和9年2月1日（月）

※②及び③の時間などについては、改めてお知らせいたします。

5 開催場所 (①勉強会、②ワークショップ、③政策提案)

① オンライン

(令和8年7月8日(水) ※会場の都合により取材不可)

(令和8年7月13日(月) 企業局庁舎2階大会議室(202会議室))

※ちば・みらい生徒会役員は各学校からオンラインで参加(上記会場において県職員が説明)

② 千葉市内(県庁等)

③ 千葉市内(県庁等)

※②及び③の場所については、改めてお知らせいたします。

6 取材

- ・①のオンラインによる勉強会の取材を受け付けるものであり、②、③については改めてご案内します。

また、7月13日(月)のみ取材ができます。※7月8日(水)取材不可

- ・取材方法は、「5 開催場所」に記載のある会場において、県職員がオンラインで説明を行っている様子を取材できます。※学校への取材は不可
- ・取材を希望される方は、「7 問合せ先」に以下の内容をメールにご記載のうえ、7月9日(木)午後5時までにご連絡ください。

① 所属報道機関名

② 氏名

③ 連絡先(電話番号・アドレス)

- ・取材に当たっては自社腕章を着用し、職員の指示に従ってください。

7 問合せ先

千葉県健康福祉部こども・若者政策課

電話番号：043-223-3535

メールアドレス：kosodate5@mz.pref.chiba.lg.jp

8 参考

(1) 【こどもまんなか社会】

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会である。

(2) 【千葉県こども・若者みらいプラン(抜粋)】(令和7年3月策定)

2 基本的方針

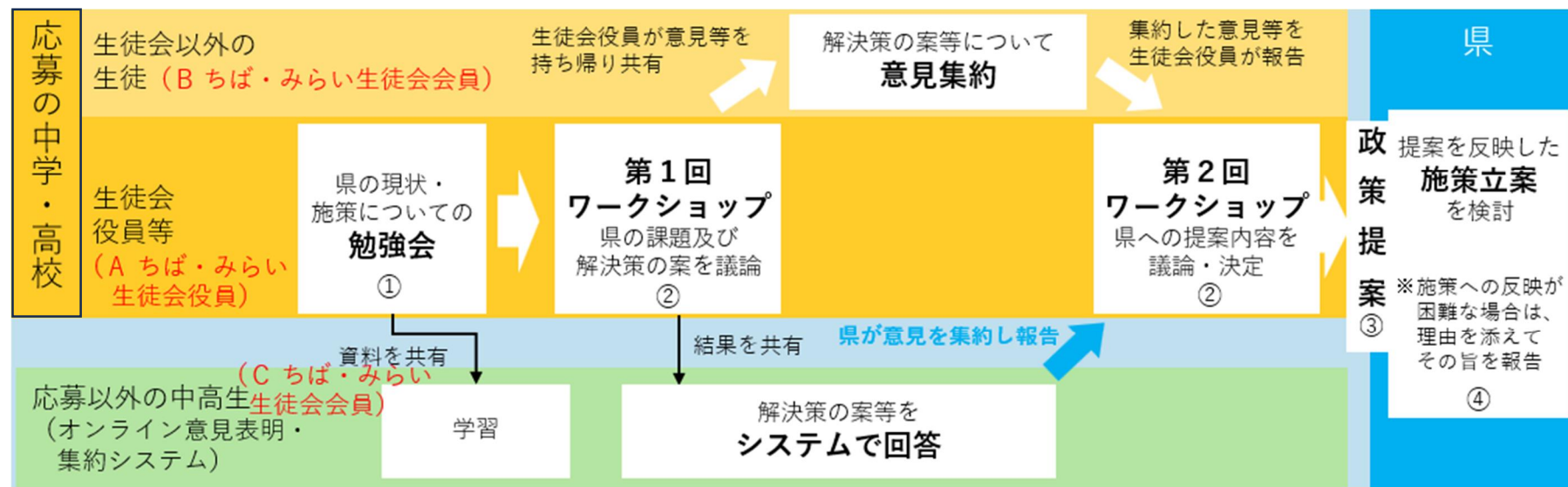
(2) こども・若者の社会参画を促進し、成長を支援する

こども・若者の主体的な社会参画に向け、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。

さらに、自分の可能性を認識し、様々な分野で才能を生かしながら未来を切り開こうとするこども・若者を応援する。

別紙（制度の流れとちば・みらい生徒会の構成）

こども・若者からの政策提案制度の概要



<ちば・みらい生徒会とは>

上記概要図A・B・Cの生徒で構成し、各々の担当する役割により活動し、県へテーマに関する政策提案を行います。

A ちば・みらい生徒会役員

県内の中学校・高等学校等から学校の意見を広く集約できる生徒会役員などを学校単位で募集し、応募のあった参加校13校の生徒会役員などの生徒

B ちば・みらい生徒会会員

参加校13校の「A ちば・みらい生徒会役員」以外の生徒

C ちば・みらい生徒会会員

広く意見を募るため、参加校以外の県内の中学校・高等学校などに7月頃から学校経由で募集をかけ、参加してくれる生徒